

# セキュリティポリシー検討専門委員会 における検討状況

## <検討事項>

- ・自律移動支援システムの責任分担のあり方や情報セキュリティ対策など、「運用面」「制度面」での対策の検討

## 第1回委員会（平成18年2月10日開催）、第2回委員会（平成18年4月21日開催）

### ●リスク・課題の抽出、リスク・課題対応の基本的考え方

- 既存の法制度でどこまで対応可能なのか、その上で上乗せの規制が必要かどうかの議論が必要
- リスクを見落とさないために、幅広く意見を聞いてリスクを抽出することが必要
- 100%安全なシステムはなく、利用者とのリスクコミュニケーションが必要
- 利用者が情報の正しさを識別する上で、情報リテラシー教育まで視野にいれた制度設計が必要

## 第3回委員会（平成18年8月25日開催）、第4回委員会（平成18年12月22日開催）

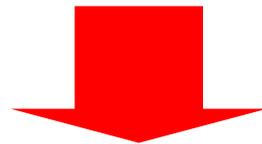
### ●リスクアセスメント、ガイドライン（イメージ案）

- どういうシステムを作るのか、当事者間の法的関係や権利義務関係をどうするのか、誰が責任を持つのか（誰も持たないのか）など、前提条件を整理すべき
- ガイドラインの担保の仕方を考えるべき
- 「障害者の自律移動支援」にフォーカスした議論をすべき
- システムに問題が起こった時の対応策の必要性について、ガイドラインに明記すべき

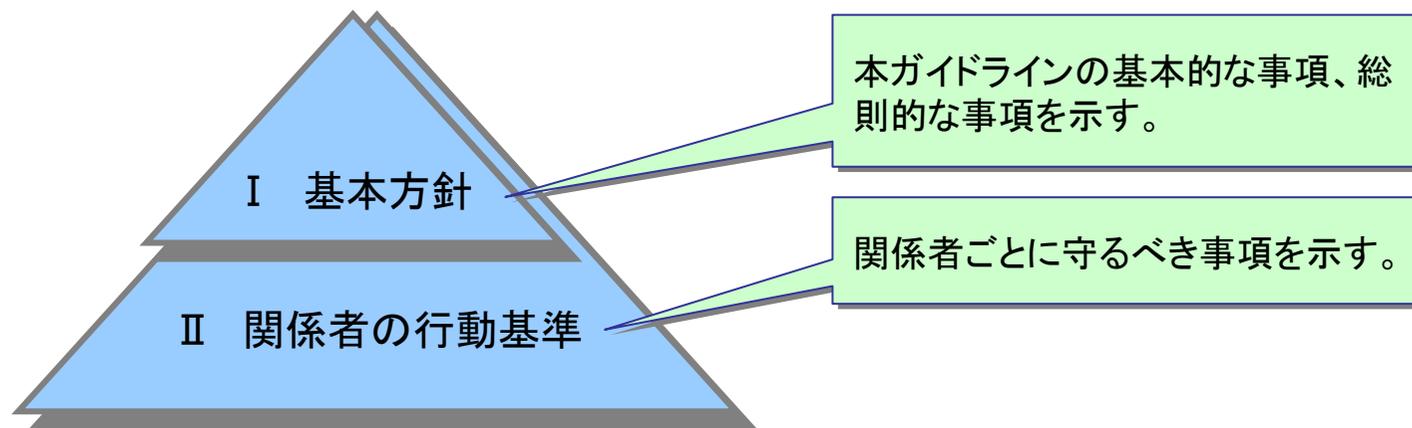
第5回委員会(平成19年3月8日開催)

前提条件を現時点で想定できるもので設定

- 対象とする関係者は、以下のとおりとする。
  - 場所情報コード管理センター
  - 場所情報コード格納機器設置・管理者
  - 通信ネットワーク提供者
  - コンテンツ・サービス提供者
  - 端末等製造者
  - 場所情報コード格納機器製造者
  
- 場所情報コード格納機器設置・管理者：国・地方公共団体等の公的セクタ  
(一部、公共交通機関等の民間セクタも含む)
  
- コンテンツ・サービス提供者：地方公共団体等の公的セクタ



自律移動支援システムに関する情報セキュリティガイドライン案 平成18年度版 を策定



I 基本方針

項目	記述内容
1. 目的	本ガイドラインの目的を示す。
2. 定義	本ガイドラインで用いる用語の定義を示す。
3. 位置づけと対象範囲	本ガイドラインは、想定した前提条件のもとで現時点で抽出されたリスクに対して、関係者が最低限実施すべき対策であることを示すとともに、ガイドラインの対象範囲(対象サービス、対象となる関係主体)を示す。
4. 情報リスク対策の考え方	関係者がそれぞれの立場で適切な情報リスク対策を講じる必要があることを示す。
5. 管理体制の確立	関係者は、上記の対策のために管理体制を整備する必要があることを示す。
6. 関係法令の遵守	関係者は、関係法令の遵守をしなければならないことを示す。
7. 規定の体系	情報リスク対策に関する規定の体系を示す。 技術面の具体的な情報リスク対策は各種技術仕様書において規定することを示す。
8. 本ガイドラインの見直し	本ガイドラインは想定した前提条件に基づき作成されたものであり、対象システムやサービスの変更等に対応して、ガイドラインの見直しを行うことを示す。

## I 基本方針「4. 情報リスク対策の考え方」

- 関係者は、本システムがもたらす情報リスクと自らの基本的責務を十分に認識し、必要かつ適切な対策を実施するよう努める。
- 万が一、本システムがもたらすなんらかの情報リスクが顕在化した場合には、関係者は、自らの基本的責務に沿いながら、利用者の保護を第一に優先し、対応に当たるよう努める。
- 利用者においても、本システムの利用に伴う情報リスクについて理解した上で利用することを前提とし、関係者は、そのために必要なリスクコミュニケーションに努める。
- 関係者による対策に加え、利用者の理解を深めることで、全体として可能な限りの情報リスクの対策を講ずる。

## II 関係者の行動基準

項目	記述内容
●. ○○○○者	
●. 1 管理対象と基本的責務	当該関係主体が果たすべき基本的な責務を示す。
●. 2 実施すべき対策	情報セキュリティ、個人情報保護等の観点で実施すべき対策を示す。

主体の区分は、以下のとおり。

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 1. 場所情報コード管理センター     | 4. コンテンツ・サービス提供者  |
| 2. 場所情報コード格納機器設置・管理者 | 5. 端末等製造者         |
| 3. 通信ネットワーク提供者       | 6. 場所情報コード格納機器製造者 |

リスク分析、  
管理策の  
検討結果を  
反映

### 2. 場所情報コード格納機器設置・管理者

#### 2.1 管理対象と基本的責務

場所情報コード格納機器設置・管理者の管理対象は、自ら設置・維持する場所情報コード格納機器及びそれに対応して登録するコード情報とする。

場所情報コード格納機器設置・管理者は、自ら設置・維持する場所情報コード格納機器が正しくかつ確実に機能することや登録されたコード情報の正確性確保に努めることを基本的な責務とし、そのために必要な対策を実施するものとする。

#### 2.2 実施すべき対策

##### 2.2.1 設置

(1) 場所情報コード格納機器設置・管理者は、場所情報コード格納機器の設置や移設に当たって、「設置・保守基準」を遵守すること。

(2) ...

##### 2.2.2 保守

##### 2.2.3 撤去

##### 2.2.4 場所情報コード情報の提供

記述例

今回、検討成果として出せなかった以下のものについては、事業フォーメーション、システム仕様、サービス定義等の具体化を踏まえて検討する。

### ①法制度上の課題

- ・電子タグ等の法的位置づけ
- ・それを踏まえた第三者等による破壊、改竄行為等の行為への対処

### ②利用者への対応

- ・利用者に対するリスクコミュニケーションのあり方（利用者対応窓口、機器使用方法の訓練等）

### ③民間の参画、サービスの多様化に対するルール

- ・民間等による自由な情報提供に対するルール